

# 電波監理審議会（第1121回）議事録

## 1 日時

令和5年10月23日（月）15：00～16：48

## 2 場所

Web会議による開催

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、  
矢嶋 雅子

### (2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

### (3) 総務省

（情報流通行政局）

山碓 良志（大臣官房審議官）、金澤 直樹（総務課長）、  
山口 修治（放送技術課長）、佐伯 宜昭（地上放送課長）、  
岡井 隼人（衛星・地域放送課長）、後白 一樹（国際放送推進室長）、  
金子 創（地域放送推進室長）

（総合通信基盤局）

今川 拓郎（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、  
渋谷 闘志彦（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、  
廣瀬 照隆（基幹・衛星移動通信課長）、小川 裕之（移動通信課長）、  
入江 晃史（移動通信企画官）

### (4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

#### 4 目次（敬称略）

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（総合通信基盤局）	
① 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（衛星非常用位置指示無線標識等の周波数の追加等に係る制度整備） （諮問第26号）	1
② 周波数割当計画の一部を変更する告示案（衛星非常用位置指示無線標識等の周波数の追加等に係る制度整備） （諮問第27号）	1
③ 700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定 （諮問第28号）	5
(3) 報告事項（総合通信基盤局）	
航空機局等の無線設備等保守規程に係る無線局の保守の実施 状況	17
(4) 報告事項（有効利用評価部会）	
有効利用評価部会の活動状況	23
(5) 諮問事項（情報流通行政局）	
① 中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送をする無線局の再免許 （諮問第29号）	25
② 短波放送（国際放送）を行う地上基幹放送をする無線局の再免許 （諮問第30号）	25
(6) 報告事項（情報流通行政局）	

令和4年度民間放送事業者の収支状況……………	37
(7) 閉 会……………	48

## 開 会

○笹瀬会長 よろしくお願ひいたします。それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の10月期会議は、委員のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項が5件、報告事項が3件となっております。

それでは、総合通信基盤局の職員の方に入室するように、御連絡よろしくお願ひします。

(総合通信基盤局職員入室)

○笹瀬会長 よろしくお願ひします。

### 諮問事項 (総合通信基盤局)

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (衛星非常用位置指示無線標識等の周波数の追加等に係る制度整備)

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (衛星非常用位置指示無線標識等の周波数の追加等に係る制度整備)

○笹瀬会長 それでは議事を開始いたします。

最初に、諮問第26号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (衛星非常用位置指示無線標識等の周波数の追加等に係る制度整備)」及び諮問第27号「周波数割当計画の一部を変更する告示案 (衛星非常用位置指示無線標識等

の周波数の追加等に係る制度整備)」に關しまして、廣瀬基幹・衛星移動通信課長及び中村電波政策課長から御説明よろしくお願ひいたします。

○廣瀬基幹・衛星移動通信課長 廣瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

衛星非常用位置指示無線標識等の周波数の追加等に係る制度整備につきまして、御説明させていただきます。

資料1枚目、諮問の概要について御説明させていただきます。衛星非常用位置指示無線標識、これ、EPIRBと呼んでいますけれども、EPIRBの概要ですが、ちょっとページをめくっていただいて3ページ目なんですけれども、EPIRBの絵が出ていますが、右下のところにありますように、船が遭難した場合に、自動的あるいは手動で3つの周波数を出す機械でございます。

1つが、一番上のほうに出ている遭難信号、2つ目が、真ん中のほうに出ている航空機のホーミング信号、3つ目が、下のほうに出ていますAIS信号というものでございます。このEPIRBにつきまして、SOLAS条約におけるこれまでの規格に加えて、右上のところにありますC/ST. 018規格という新しい規格が追加されましたので、これに対応した改正を行うものでございます。

すみません、また1枚目に戻っていただきまして、この新しい規格にのっとりたEPIRBを関係省令に規定するというもので、改正の概要を2のところに記載してございます。

まず最初に、2の(1)電波法施行規則のところですが、新しい規格にのっとりた周波数として406.05MHzを追加します。

2つ目に、その下に書いてありますが、遭難信号として送信する信号の構成を電波法施行規則に規定しておりますところ、新しい規格では、信号の構成として、装置の識別番号や国番号などを追加するという規格になってございます

ので、そちらを追加してございます。

その下、(2)を飛ばしまして、(3)を見ていただきたいんですけども、無線局運用規則を改正しております。こちらも、周波数が追加されたことに伴う改正でございます。

(4)無線設備規則は大きく2つのことを規定しておりまして、新しい規格に求められる条件としまして、EPIRBが立ち上がる時間として、空中線電力が10%になってから90%になるまでの間の送信立ち上がり時間を追加するということが1つと、それから、電波の許容偏差と占有周波数帯幅の許容値を追加するという改正をしております。

これらの省令につきましては、その下、3の施行期日ですけども、答申を受けた場合には速やかに改正ということで、できれば速やかに11月には施行できるような準備を進めて参ります。

4番のところですが、意見募集の結果といたしまして、今月まで意見募集を実施しましたところ、意見は全部で2件ありまして、形式的な修正が1つと、もう一つが、電波監理審議会の諮問事項とは直接関係のない部分、免許の手続の様式に関する御意見でございました。

3ページ目は、先ほどの絵ですので飛ばさせていただきます、4ページ目です。これ、近年のEPIRBに係る制度改正ということで、去年、この真ん中の欄の改正をしております、先ほど、EPIRBに3つの電波が具備されていると言いましたけれども、その3つ目の船舶向けAIS信号というのは去年の改正で追加したものでございまして、今回は一番右側で、遭難信号の周波数等を追加するという内容になってございます。

5ページ目は、先ほどの御説明と重複いたします省令改正の概要を記載しております、電波法施行規則、無線設備規則、無線局運用規則が必要的諮問事項に該当してございます。

6 ページ目は、パブリックコメント、意見募集の中身とその概要でございます。

9 ページ目、10 ページ目は参照条文ということで、その後ろが今御説明いたしました諮問書と、それ以降が省令の条文というふうになっております。

私からの説明は以上でございます。

○中村電波政策課長 それでは、続きまして電波政策課長の中村でございます。

諮問第27号「周波数割当計画の一部を変更する告示案」につきまして御説明をさせていただきます。

本件でございますが、先ほど基幹・衛星移動通信課から説明のございました諮問第26号と同様でございます。衛星非常用位置指示無線標識、いわゆるEPIRBと呼ばれてございますが、この周波数の追加等に係ります規定の整備を行うものでございます。

資料の2ページ目、御覧いただければと思います。EPIRB用といたしまして割当て可能な周波数を追加するため、周波数割当表の第2表を変更いたしまして、周波数の使用に関する条件欄におきまして、406.05MHzという新しい周波数を追加するものでございます。

恐縮ですが、資料1ページ目にお戻りいただければと思いますが、資料1ページ目、3でございます。

施行期日につきましては、答申をいただけましたら速やかに周波数割当計画を変更したいと考えてございます。

また、4、意見募集の結果でございます。意見募集につきましては、先ほどの諮問第26号の省令改正案と同時期に意見募集を行いました。周波数割当計画の一部変更案に関する意見ということでは、特になかったという状況でございます。

以上、大変簡単ではございますが、諮問第27号の御説明となります。御審



議のほどよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。私からは特にございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田でございます。私も特にないんですけれども、国際的な機関の決議に合わせた追加ということで、適当な制度改正だと思っております。よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も適切な改正だと存じますので、特に意見等ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 同じく、適切な制度の整備だと思いますので、異存ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私からも、同意見ですので特に意見ありません。

どうもありがとうございました。

それでは、諮問第26号及び27号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当であるという旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

(3) 700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定

○笹瀬会長 それでは、続きまして諮問第28号「700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定」につきまして、入江移動通信企画官から御説明、よろしくお願いたします。

○入江移動通信企画官 移動通信企画官の入江でございます。

それでは、諮問第28号説明資料に基づきまして御説明申し上げたいと思います。700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定ということございまして、1ページ目を御覧ください。

まず1、諮問の概要でございますけれども、総務省では今年7月31日、700MHz帯における開設指針の制定について電波監理審議会に諮問させていただきまして、原案を適当とする旨の答申をいただきました。これを受けまして、総務省といたしましては、開設指針を令和5年8月29日に告示いたしまして、同日から9月29日までの間、電波法の規定に基づきまして、770MHzを超え773MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画の認定の申請を受け付けたところ、1者、楽天モバイル株式会社から申請がございました。

この申請を審査いたしましたところ、当該申請に係る開設計画が電波の公平かつ能率的な利用を確保する上で適切であると認められることから、電波法の規定に基づく当該開設計画の認定について、今回諮問させていただくものでございます。

2ページ、めくっていただけますでしょうか。700MHz帯における3MHzシステムの割当てということで、これまで電波監理審議会の開設指針の審議の際等に使わせていただいた資料でございますけれども、700MHz帯は広いエリアカバーが可能ないわゆるプラチナバンドでございまして、令和4年11月から情報通信審議会において追加割当てに向けた検討が開始されました。

そして、冒頭申し上げましたとおり、令和5年8月29日に割当方針である開設指針を制定するとともに、一定の期間、開設計画の認定申請を受け付けたところ、楽天モバイル1者から申請がございました。

次のページを御覧ください。その楽天モバイル株式会社が認定申請してきた開設計画の概要について、ここでは簡単にまとめさせていただいております。

4ページ目を御覧ください。

開設計画の概要ということで、下に表がありますけれども、サービス開始日は令和8年3月頃。これには申請書上、注がございまして、準備が想定よりも早期に整った場合は期日より前倒して運用開始という記載がございました。

次のポツに移らせていただきますと、認定期間終了時、これは10年間の認定期間でございますけれども、特定基地局の開設数として全国で1万661局、そして、次のポツに移りますけれども、特定基地局開設料1年当たり9億円と、認定期間10年でございますので合計90億円という数字を申し出ております。

そして、その次の3つのポツでございますけれども、それぞれ、人口カバー率や、道路カバー率などのカバー率の数値を記載してございます。例えば人口カバー率であれば、83.2%という数字を申請書に記載しております。

さらに下のポツに移りますと、今、この700MHz帯は4G・LTE用の周波数でございますけれども、今後の5G利用あるいはキャリアアグリゲーションの標準化を目指しまして、国際標準化提案を行うという計画も提出されております。

さらに、既に割り当てている高周波数帯、sub6やミリ波といった周波数帯と組み合わせた整備計画も提出されております。

今回の700MHz帯の設備投資額が、下から2つ目のポツになります。申請書によりますと544億円ということで、これはブースター等の受信障害対策費用も含む金額でございますけれども、544億円という数字が申請書上、

記載されております。

最後に、認定の有効期間は10年でございますけれども、その満了までに単年度黒字を達成する計画があるかどうかでございますが、楽天モバイル株式会社の申請書上は、令和8年度に単年度の黒字化という記載がございました。

次のページ、5ページ目を御覧ください。具体的に、今回、楽天モバイル株式会社1者から申請がございましたので、開設指針の規定に基づきまして、絶対審査基準に基づく審査を行った結果でございます。

絶対審査基準は全部で17項目の基準がございます。下に表がございますけれども、左が絶対審査基準の項目の概要の抜粋です。右側が楽天モバイル株式会社が申請してきた計画の概要です。それを突き合わせますと、5ページそして6ページの2ページにわたって書いてございますけれども、審査の結果、絶対審査基準を満たすと考えられるという結論に達しました。

ということでございまして、7ページ目に移らせていただきますと、今回、楽天モバイル株式会社が提出してきた特定基地局の開設計画の認定については、審査の結果、申請された計画が開設指針に定める絶対審査基準に適合していると認められるため、楽天モバイル株式会社に対して、700MHz帯の周波数を指定して開設計画の認定を行うということとしてはどうかという案になってございます。そして、認定に当たっては、開設指針の趣旨等を踏まえて条件を付すということとしたらどうかという案になってございます。

では、条件について、どのような条件を課すのかということは、次のページをおめぐりください。8ページ目から9ページ目にかけて、1から12、全部で12の条件を付与したらどうかと考えてございます。電波監理審議会の事業者ヒアリングにおける審議の内容も踏まえまして、1から12までありますけれども、かいつまんで御説明させていただければと思います。

まず御説明させていただきたいのは、8ページの①エリア・サービス展開で

ございますけれども、最初の1番目の条件でございます。これは、より早期のサービス開始に努めることという条件を付してはどうかという条件案になってございます。というのは、令和8年のサービス運用開始と、冒頭、概要のところでは御説明申し上げましたけれども、もちろん、受信障害対策といった、既存の免許人の業務を阻害しないということが大前提としながら、より早期のサービスの開始に努めてほしいという条件となっております。

次に、⑤財務の健全性確保の項目を御覧ください。8ページ目の下側になりますが、7と8は財務の健全性確保に関する条件案となっております。ここで強調して御説明させていただきたいのは、7番の条件になります。従来も開設指針の規定にのっとりまして、定期的に、開設計画の進捗状況につきましては報告を求めているところでございますけれども、今回の認定の条件といたしましては、当然、開設計画の進捗状況は引き続き聴取する、報告を求めるということになってございますが、財務につきましては、括弧に「進捗の見通しを含む」と記載してございますが、開設計画の進捗のみならず、進捗の見通しも併せて総務省に報告していただくということで、財務の健全性の確保を図りたいと考えてございます。

9ページ目を御覧ください。次に強調させていただきたいのは、⑥法令等遵守による利用者利益保護になります。これは、10月16日の事業者ヒアリングでの審議も踏まえまして、案として御提案させていただきたいと思っております。ところなんですけれども、電気通信事業の利用者の利益を保護するため、法令等に従うとともに、一層の体制強化に努めることというのを条件としてはどうかという案になってございます。法令の遵守は極めて当然であるものの、法令遵守のために一層の体制強化に努めることというのを条件としてはどうかというのが、この条件案となっております。

最後に私から強調させていただきたいのは、⑨混信防止対策になります。1

2番でございますけれども、今回の700MHz帯の経緯を冒頭簡単に御紹介しましたが、基本的に、既存の免許人が開設する無線局に混信を生じさせないことが極めて大事なこの周波数帯域でございますので、混信その他の妨害を防止するための措置を確実に講ずることというふうに強調した条件を付与してはどうかというのが、条件案の12になってございます。

10ページ目以降は、これまでの電波監理審議会の審議のときに御説明した資料を再掲させていただいておりますので、御参考として、今回説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、質問等よろしくお願ひします。

まず私から1点だけ、最初にお聞きしてよろしいでしょうか。

○入江移動通信企画官 はい、お願ひします。

○笹瀬会長 今回、特定基地局の開設ということで、周波数の割当てが770～773MHzで、基地局がダウンリンクで出す周波数だけなんですけれども、これはこういうものなんですか。というのは、基地局で使っている周波数帯は当然、端末から来るアップリンクも基地局で受けているわけで、基地局が使用するというのは、アップリンク、ダウンリンク両方ですが、ここではダウンリンクだけを指定するというのでよろしいのでしょうか。

というのは、さっきあった混信のことを考えると、混信はアップリンクなんですね、ダウンリンクではなくて。715～718MHzを使って、ここは特に、特定ラジオマイクとは1MHzしか離調がないので、混信で一番問題になると思われまふ。従来から開設指針に関しては、ダウンリンクだけ定めて、どこにもアップリンクは書いてないんですけれども、それはそういうものなんですか。素朴な疑問です。

○入江移動通信企画官 御質問ありがとうございます。先生の御質問に端的にお答え申し上げますと、制度上、ダウンリンクというか、基地局の周波数を想定して認定をしているものでございます。というのは、このタイトルにもございますけれども、特定基地局の開設計画の認定ということでございまして、特定基地局というのはその基地局のことを指しますので、基本的に、開設計画というのは、基地局の使う周波数を指定して認定するという制度となっております。

ただ、先生の御指摘のとおり、アップリンクでの混信対策というのも非常に、今回の場合は特に重要だということですので、そこは共用条件ということでしょうかと我々として見ていくという形になってございますので、ここに記載がないからといって混信を許すというものではございません。ただ、制度上は、これは特定基地局の開設計画の認定でございまして、特定基地局である基地局の周波数を指定して認定するという、そういう制度の立てつけになってございます。

○笹瀬会長 分かりました。というのは、ダウンリンクの周波数帯が認定されて新聞とか報道された場合には、当然、その周波数帯はダウンリンク専用でアップリンクで利用するわけではない、つまりTDDじゃないので、FDDですよ。アップリンクの周波数帯に関しては世の中の的にはオープンになるのでしょうか。多分一番問題になるのは、干渉に関して問題ないかということが、特に放送の方とかラジオマイクの方は、そういうことを専門にやっている方は御存じだと思うんですけども、一般の方がそういうことに対して疑問を持つことがないような仕組みにはなるのでしょうか。

○入江移動通信企画官 はい。そういう仕組みになるということで、総務省としても丁寧に御説明したいと思っております。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、大久保会長代理、御質問いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。開設計画の認定自体は同意いたします。

1点お願いがございます。先ほど御説明にあったとおり、今回は色々な条件の付与がなされています。これは開設指針にのっとり、これからしっかりフォローアップもされていくということであると理解しています。一方で10年間という期間の中で経済環境や競争環境には、かなり不透明なところもあります。流動的な部分がありますので、どうしても当初計画との乖離が様々なところに出てくる可能性があると思います。

良い方への乖離というのは問題ありませんが、当初予定していた計画に届かないといった場合には、それに対する対応が楽天モバイルさんのほうでしっかりと為されているのかどうかという点を、しっかりとフォロー頂けると理解しています。フォローに際して、楽天モバイルさんの対応が十分ではないといった場合には、本審議会にも斯様な状況は適宜報告して頂けるのでしょうか。確認になりますが、よろしくお願いします。

○入江移動通信企画官 御指摘ありがとうございます。まず、総務省としましては、開設計画の進捗については定期的に、具体的には四半期ごとに確認をしております。その確認の結果を総務省のホームページで公表しております。もし問題が開設計画の進捗の確認の中で発生した場合には、総務省として携帯電話事業者等に適切な対応をお願いするという事は、可能性としてはあり得るということでございます。何かもし大きなトラブル等がございましたら、電波監理審議会にも適切なタイミングで報告を申し上げられたらと考えております。

○大久保代理 分かりました。審議会も、認定したら終わりということではないと思います。適切な御判断の中で御報告をお願いいたします。ありがとうございます。



ございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。特に質問というわけではないんですけれども、今回示されている、条件の付与のところについて、追加をお願いのような形で申し上げたいと思います。

1つは、1番目の、より早期のサービス開始に努めることというところなんですけれども、プラチナバンドを入手されたということで、いろいろ御苦労されている電波について、何か、一気にこれで何もかもが解決するというわけではなく、そのためには様々な準備や調整などが必要ということですので、そこはぜひユーザーや消費者にもきちんと説明をしていただきながら展開していただければいいのかなと思っています。

それから、9番のところ、利用者の利益を保護するために法令等に従うということなんですけれども、当然それは当たり前のことだと思いますが、いずれにしる電気通信事業というのは我々の暮らしに非常に大切な事業でございますので、やっぱり、ユーザーやこれから契約を考えているような方々も、つまりは国民一般に適切な情報提供とそれから丁寧な対応を、こちらもお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 諮問内容については基本的に異存ございませんけれども、1点、意見させていただきたいと思います。

サービス開始について、説明資料4ページにございますように、準備が想定よりも早期に整った場合には期日より前倒しして運用開始するという注記が

ございますけれども、8ページで、より早期のサービス開始に努めることという条件案が示されておりますように、今回割当てされることとなる周波数帯ができるだけ早期に有効活用されるということが、電波法1条にいう公共の福祉の増進に資するものであると考えますので、できるだけそうなるように、申請者である楽天モバイルはこの点を常に肝に銘じて、今後、総務省をはじめとする関係機関あるいは団体としっかり調整あるいは連携を行っていただきたいと思います。

とりわけテレビ受信対策を実施しておられます700MHzの利用推進協会とは、申請者である楽天モバイルはこれまで以上に連携と連絡を一層密にさせていただく必要がありますので、置局計画の周知から電波発射に至るまで、しっかり調整とすり合わせを行っていただきたいと思います。

以上でございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 申請者の開設計画の認定については賛成いたします。

これまでも他の委員からも御意見が出ておりますけれども、今回、事業者ヒアリングを踏まえて付加された条件につきましては、委員としても非常に興味を持っておりますので、なぜこの条件が付与されたのかということについては、総務省のほうからしっかりと申請者に説明をした上で、その実現をしっかりと見守っていただきたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

じゃ、私からもう1点。同じことですが、この後、総務大臣に対して答申をするわけですが、認定証に関しては、この条件というのはパブリックにならないのでしょうか。つまり、楽天に認定証と同時にこの条件を付すわけで、

今後これがもし認定された場合に、条件があるのかという質問を受ける可能性もあるので、これはオープンにならない条件でよろしいですか。

○入江移動通信企画官 御質問ありがとうございます。結論から言いますと、オープンになります。総務省のホームページで、条件も含めて、審査の詳細結果等を含めまして公表させていただく予定です。その中に条件も含まれております。

○笹瀬会長 分かりました。そうすると、ある意味ではかなり、世の中の人に対しても公約という状況になるわけですね。

○入江移動通信企画官 はい、さようでございます。

○笹瀬会長 分かりました。それからもう1点、条件の1番目に、早期のサービス開始に努めることと書いてあるんですが、実際、今、1.7GHzでそれなりにカバーしていて、700MHzで、電波が届かないところとか届きにくいところをカバーするわけですが、この早期のサービス開始というのは、全国展開のことを必ず言うんでしょうか。例えば東京のところとか、特に電波が通じないところに関して、つながりましたということを経済産業省から報告するようなこともこの早期のサービスという、つまり、楽天から見れば、一部でもつながりやすくなるということはPRしたいわけですね。

ところが、実際問題、放送との混信を避ける面もありますし、それから、開設計画を見ても、2年ぐらいは少しずつしか増えないということで、多分、楽天がこの調査を通ったということで、世の中の方は、すぐにでもサービスがよくなるというふうに思うかもしれませんが、実はそうではないので。だから、早期のサービス展開開始ということに関して、どう受け止めるかというのが非常に微妙だと思うんですね。

ですから、その辺に関しては、何か、条件もあるんでしょうか。全国的にやるのか、もしくはエリアでできるということをするのか、それとも楽天の自己

判断に任せるのか、どうなっているんでしょうか。

○入江移動通信企画官 ありがとうございます。基本的には開設計画に基づきまして、全国、総合通信局単位で人口カバー率等の目標値が記載されておりますところ、その目標値を達成できるように定期的に進捗を確認します。

総務省といたしましては、都市部のエリア展開を見つつ、全国の基地局状況も見つつというふうに、両にらみの形で進捗状況の確認をしていくのかなと考えております。

○笹瀬会長 分かりました。例えば楽天のホームページとかで、都市部の特に首都圏がカバーできたと、そういうことに関しては、逐次順番にサービス開始をしているということをPRしても、それは問題ないということでしょうか。やっぱり総務省から見たある基準を達してないとサービス展開とは言えないという理解なのでしょうか。サービスが少しでも始まれば、始まったということが多分PRしたいと思うんですが、その辺は何か、制約とかルールはあるんでしょうかという質問です。

○入江移動通信企画官 ありがとうございます。広告表示等のルールに違反しない限りは、電波法上の規律というのはないというふうに理解しております。ただ、条件にもつけさせていただきましたが、法令等、しっかりと従いながら、サービス開始あるいはエリア展開をしていっていただきたいと考えております。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかに、追加の質問とかコメント等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第28号は、諮問のとおり認定することが適当であるという旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

## 報告事項（総合通信基盤局）

航空機局等の無線設備等保守規程に係る無線局の保守の実施状況

○笹瀬会長 それでは、続きまして報告事項に移ります。報告事項「航空機局等の無線設備等保守規程に係る無線局の保守の実施状況」につきまして、廣瀬基幹・衛星移動通信課長から御説明よろしく申し上げます。

○廣瀬基幹・衛星移動通信課長 廣瀬でございます。

航空機局等の無線設備等保守規程に係る無線局の保守の実施状況について、御説明させていただきます。

大きく2つありまして、昨年度の状況と、この制度そのものに対する今後の方針に関する御報告と、2つの内容が含まれてございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目を御覧ください。無線設備等保守規程の認定制度は、この左下の絵にありますように、航空機局の免許人が、P D C Aサイクルを活用しました点検その他の保守に関する規程というものを、総務大臣の認定を受けまして、それに基づいて点検・保守をやってもらうという制度でございます。

この制度を導入いたしますと、右側の表にありますように、定期検査の期間が、認定制度の中で、電気的特性の点検が1年に1回が5年に1回、総合試験につきましては1年に1回のもものが2年に1回や5年に1回になるということになります。航空機局等の免許人は、今までの定期検査と認定制度のどちらかを選択するという形になります。

次のページ、3ページ目を御覧ください。3ページ目の上の箱の一番下、こちらは平成30年に導入した制度ですけれども、導入当時、当分の間、毎年毎年の実施状況につきまして電波監理審議会へ任意報告をさせていただくという

扱いにしてございます。

次のページ、4ページ目を御覧ください。こちらは令和4年度の無線設備等保守の実施状況の概要になってございます。上の表、全部で16の認定免許人から報告をいただいております。

下の、字がたくさん書いてあるところが、それをまとめたものでございまして、1つ目と2つ目のチェックにおきまして、各社とも適切に点検その他の保守を行い、必要な修理・交換等を行っておりますということが書いてございます。

3つ目のポツにつきまして、各社とも、無線設備の型式ごとに設定した管理値の満足しない設備があれば、予防措置を行うでありますとか、メーカーへ品質状況の確認の申入れを行う等、適切な措置を取っているという状況の報告がありました。

その結果、上から4つ目のポツのとおり、各社とも、無線設備等保守規程による無線設備等の点検その他の保守を適正に実施できていると考えてございます。

ここまでが令和4年度、昨年度の保守の実施状況の概要でございます。

次のページ、5ページ目以降が、当該認定制度の施行状況についての検討と結果についての御報告でございます。

6ページを開けていただきますと、認定制度の制定の経緯でございますので、省略させていただきますと、7ページは、認定制度を導入したときの電波法の附則におきまして書いてあることが、上にまとめてあります。施行後5年を経過したら施行状況について検討すること、その上で、必要があると認めるときは所要の措置を講じることということが規定されてございます。

次のページ、8ページ目を御覧ください。こういった附則の規定に従いまして、今回、制度の施行状況について確認したところでございます。8ページ目

は制度の運用について規定しておりまして、上の箱にありますように、当該制度、平成30年の施行以降認定の数というのは増加しておりまして、制度は法令の規定に従い適切に運用されている、特段法令違反ありませんということになっております。

2つ目の四角のところですが、認定を受けた免許人につきましては、航空機局等は、保守規程に従った点検その他の保守を行うことにより適切に管理されていると評価できます。

次の9ページ目が、16社の認定状況。認定の年と認定された免許人を記載してございます。

10ページ目を御覧ください。施行状況の2つ目の面ですが、免許人からの評価というところで、上の箱にありますように、今回、認定を受けた主要な免許人（大規模2社、中規模7社）にヒアリングを行いました。その結果、作業負担が減少して効率的な整備が実施できていること、それから、認定前と比較して信頼性が同等または向上しているという評価がなされてございます。

次のページ、11ページ目を御覧ください。上が、認定制度の中で行われている予防整備の事例でございます。下が、写真がついている四角の中が、不具合情報があったときのメーカーとの共有の例でございます。

12ページ目を御覧ください。施行状況の3点目としまして、免許人からの要望というのもヒアリングで聞いてございます。まず、上の箱の上側の四角ですが、免許人から保守規程制度そのものに対する要望というのは、特段ない状況になってございます。2つ目の四角ですが、免許人から運用面についての要望が寄せられることはありまして、これについては、適宜これまでも対応してきておりまして、今後も、対応できるものかどうかというのを精査して対応していくというような状況になってございます。

次のページ、13ページ目を御覧ください。上の箱ですが、今の1か

ら3までの施行状況を検討した結果、現在の制度の枠組みは維持して、見直しを行わないということが適当であると考えております。2つ目の四角ですけれども、運用面での見直しにつきましては、要望があった3つのうち、まだ実現してないところにつきましては、まず、できるところはやっていますと。確認等々が必要なところは確認して、必要な制度の手当てを行っていくということを考えてございます。

13ページが一番下のところですが、本制度につきましては、これまで制度の整備後間もないこともありまして、毎年度の報告を任意に電波監理審議会に報告をできております。今回、全体の見直し状況の検討結果を踏まえまして、来年度以降は、新規認定があれば必要的諮問事項として諮問いたしますということに加えて、今後、状況の報告というのは、航空法76条の事故、あるいは76条の2の重大インシデント、こういったことが発生したときに、無線設備の不具合が関連するという場合におきまして、年度報告を電波監理審議会に御報告するようにしたいと考えてございます。

私からの御報告は以上のとおりです。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

まず私から1点、お聞きしてよろしいでしょうか。

○廣瀬基幹・衛星移動通信課長 お願いいたします。

○笹瀬会長 非常にこの認定制度がうまく動いていると思うんですけども、質問は、9ページを見ると、まだ未認定の会社が8社あるわけですが、こういうところに関して、この報告のようなものはフィードバックというか、伝えることはあるのでしょうか。というのは、制度ができてからもう随分時間がたつて、ずっとまだ8社残っている。けども、この数年間は1社ずつぐらい増えてきているわけで、こういう面で、この未認定の8社に関しては、意図的にこ



の認定を必要としないのか、もしくは、するメリットが見えないのかというのはよく分からないんですけれども。ということで、どういうふうにこれをフィードバックされるんでしょうか。

○廣瀬基幹・衛星移動通信課長 未認定の会社というのはいずれも、この制度が存在することは承知している会社でございまして、この制度を導入すると、今までは定期検査で毎年毎年、国あるいは登録検査事業者が検査をするということになっていたんですけれども、今度、もし新しい認定制度の下に入ると、自分で認定計画をつくって、自分で回していかなきゃいけないこともたくさんあるということから、会社の規模とか今の現体制によっては、ちょっとこれはやめといたほうが良いというふうな御判断をされる会社もあると考えております。

この未認定の会社の中で、今後御関心がある会社もあると聞いておりますけれども、あとは、各社で判断して、今のまま定期検査で行くのか、それとも認定を受けるのかというのは、これからこの8社が判断されていくものと考えております。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。笹瀬会長から御質問あった件をお伺いしたかったのですが、今御説明頂きました内容で理解致しました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。13ページの一番下の米印のところ、今後は、新しい会社が入るときと、それ以外、重大インシデントが起こった場合に、報告を電監審にしてくださいというふうに書いてあるんだと

思うんですけれども、いつもこの御説明を伺っていて、きちんとやっていた  
いて施行されているんだなということをずっと確認しておりましたので、皆さ  
んこれからも緊張感を持って、各社この制度を使ってきちんと保守もしてい  
たきたいし、こういう御報告がないように努力をしていっていただきたいなど  
思っていることと、総務省としてもきちんと、総務省として受け取られた報告  
に何か課題がないかということもきちんと見ていっていただければと思ってい  
ます。

以上です。

○廣瀬基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。御指摘のとおり、今  
後も、報告を受けた後の中身というのもきっちり精査して対応していきたいと  
思っております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

それでは、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 もう委員の先生方がおっしゃったとおりですけれども、いただいた  
報告をしっかりとモニターして、今後も適切に対応していただければと思います。  
よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も基本的に同じ意見です。現状は、信頼性に問題がないという  
認識でおりますけれども、制度上、自主的なものというのは時に問題が出てく  
ることもあり得ますので、やはりきちんとしたモニタリングはますます求めら  
れるであろうと考えております。その観点で今後もよろしく願いできればと  
思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、本報告事項につきましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次に有効利用評価部会の報告に入りますので、出席されない職員の方は退室をよろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員 (一部) 退室)

○笹瀬会長 よろしくお祈いします。

## 報告事項 (有効利用評価部会)

有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長 それでは議事を再開いたします。

報告事項「有効利用評価部会の活動状況」につきまして、林部会長から御説明よろしくお祈いいたします。

○林委員 有効利用評価部会長の林でございます。

それでは、お手元の資料、報告3に基づきまして、有効利用評価部会の活動状況を御報告申し上げます。

部会につきましては、お手元の資料でございますように、9月29日に第20回会合を開催いたしました。

主な概要といたしましては3点ございます。

1点目は、令和5年度携帯電話及び全国BWAの利用状況調査の調査結果につきまして、総務省から報告が行われました。これは、さきの9月に開催された電波監理審議会において報告が行われたものと同様でございます。

2点目は、今後の評価の進め方につきまして議論を行いました。

3点目は、昨年度の携帯電話等に係る評価結果におきまして検討課題とされ

た事項、例えば、3Gから4Gへのマイグレーションの評価などの課題につきまして、事業者ヒアリング項目の議論を行いました。

今後の当面の予定といたしましては、令和5年度携帯電話等の調査結果に基づくヒアリング項目を検討・議論の上、事業者ヒアリングを実施したいと考えております。

部会からの報告は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。私からは特に御質問はございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。これからまたお忙しくなれると思いますが、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私からも本件につきましては特段質問はございません。引き続きよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私からも特に質問はありませんけれども、事業者ヒアリング項目がいろいろありますので、林部会長、ぜひよろしく願いいたします。大変だと思いますけれども、よろしく申し上げます。

○林委員 承知いたしました。引き続き先生方の御指導、よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 それでは、本報告事項につきましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局に関する議事を終了いたしますので、総合通信基盤局の職員の方は御退室よろしく申し上げます。

また、次に情報流通行政局の議事に入りますので、情報流通行政局の職員の方に入室するように御連絡よろしく申し上げます。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項（情報流通行政局）

(1) 中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送をする無線局の再免許

(2) 短波放送（国際放送）を行う地上基幹放送をする無線局の再免許

○笹瀬会長 それでは議事を再開いたします。

諮問第29号「中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送をする無線局の再免許」、それから諮問第30号「短波放送（国際放送）を行う地上基幹放送をする無線局の再免許」につきまして、佐伯地上放送課長から御説明よろしくお願ひいたします。

○佐伯地上放送課長 ありがとうございます。ただいま御紹介いただきました地上放送課長の佐伯です。

令和5年地上基幹放送局の一斉再免許につきまして、諮問第29号と諮問第30号につきまして併せて御説明させていただきますので、「令和5年地上基幹放送局の再免許について」という資料を御覧いただければと思います。

1 ページ目でございます。地上基幹放送局の免許の有効期間は原則5年でございます。現行の免許は本年10月31日をもって満了することとなっております。なお、コミュニティ放送につきましては免許の有効期限が異なっておりますので、この資料で地上基幹放送局と書いてあるのは、基本的にはコミュニティ放送を除くものと御理解いただければと存じます。

まず、これまでの経緯や諮問の概要について御説明させていただきます。本年5月から7月までの間、再免許等の申請を受け付けたところ、日本放送協会、民間地上基幹放送事業者195者等から再免許の申請がございました。このうち、電監審への必要的諮問事項であります、地上基幹放送を行う無線局である親局の再免許について、審査の結果、関係法令に適合しているものと認められることから、再免許を行うことについて諮問を行うということでございます。なお、新規の免許申請についてはございませんでしたことを、申し添えます。

それでは順に説明させていただきます。

1、諮問に係る地上基幹放送局の親局でございます。この表を御覧いただければと思いますが、左側は日本放送協会、右側が民間地上基幹放送事業者でございます。日本放送協会のうち、短波放送の1局（国際放送）というところが、諮問第30号に該当するところでございます。右側、民間地上基幹放送事業者でございますが、中波放送が47局、短波が1局、超短波が51局、テレビジョン放送が127局でございます。なお、中波放送につきましては、米印にございますように、47者のうち31者はいわゆるラテ兼営局でございますので、足し合わせた数字が異なってくることに御留意いただければと存じます。

2 ページ目でございます。参考まででございますが、諮問を要しない地上基幹放送局等について書いております。規模感等を御覧いただければと存じますが、これらのうち④の衛星基幹放送局につきましては、お示ししているとおり、BS放送のハード事業者である株式会社放送衛星システムについては合計9局、

また、東経110度CS放送のハード事業者であるスカパーJ S A T株式会社については合計4局の再免許申請があり、いずれも電波法第7条第2項各号及び関係規定に適合していると認められるので、再免許を行うとさせていただきます。

3ページ目を御覧ください。審査結果の概要でございます。この2-1につきましては、中波、短波、超短波、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の再免許について説明させていただきます。

(1) 欠格事由に該当しないことの審査でございます。外国性の有無や処分歴等の欠格事由を審査して、全ての審査について欠格事由に該当しないものと認められております。

(2) 技術基準への適合性等につきましては、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について、技術基準への適合性、周波数の割当て可能性、また、業務を維持するに足りる技術的能力の有無等について審査を行った結果、適当であると認められております。

(3) 業務を維持するに足りる経理的基礎の有無でございます。経営状況が厳しい申請者もございますが、それらについては追加資料の提出を適宜求めた結果、各申請者の事業収支計画の内容はいずれも適正かつ合理的なものであり、全ての申請について業務を維持するに足りる経理的基礎があるものと認められております。

(4) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準への適合性、いわゆるマスメディア集中排除原則でございます。各民間地上基幹放送事業者からの申請につきまして、放送法等の関係規定に基づき、出資状況及び役員の兼職状況について審査を行った結果、全ての申請についていわゆるマスメディア集中排除原則に違反していないものと認められております。

4ページ目、(5) 基幹放送普及計画への適合性でございます。

①放送番組の種別ごとの放送の状況、いわゆる放送番組調和の関係でございますが、教育を除くNHKのテレビジョン放送、中波放送、超短波放送と、民間の地上基幹放送事業者のテレビジョン放送について、目的別放送時間の割合に係る基準への適合性について審査を行った結果、全ての申請について、教育番組、教養番組、報道番組、娯楽番組の放送がいずれも行われ、かつ、テレビジョン放送については、教育番組が10%以上、教養番組が20%以上確保される計画となっております、適合していると認められております。

また、NHKの教育放送につきましては、独自の数値により審査を行っております。審査の結果、テレビジョン放送、中波放送のいずれも、教育番組の放送時間が50%以上を占めるものであり、かつ、残りの放送時間の大部分が教養番組によって占められる計画となっており、適合しているものと認められております。

なお、前回の再免許で、NHKの総合テレビジョン放送や、民放事業者のテレビジョン放送について、教育番組10%以上、教養番組が20%以上、また、NHKの教育テレビジョン放送については、教育番組75%以上、教養番組15%以上を確保されるということを条件として付しておりましたが、これまでの実績についてはこれらの条件が満たされていることも確認しております。

②災害放送の充実でございます。災害放送を確実に実施するための体制の確保について審査を行っており、いずれも適合していると考えております。

③その他の審査事項でございますが、基幹放送普及計画等の関係規定に基づき、地域との結びつきの確保等について審査を行った結果、全ての申請について適合しているものと認められております。

続きまして(6)放送の普及及び健全な発達のために適切であることの審査でございます。

①視聴覚障害者向け放送の充実といたしましては、テレビジョン放送に係る



各申請について、放送法関係審査基準の関係規定に基づき、字幕放送番組及び解説放送番組ができる限り多く設けられる計画であるかについて審査を行った結果、全ての申請について、総務省が公表しています「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に定める目標を踏まえ、これらの番組をできる限り多く設けて、視聴覚障害者向け放送の充実に向けた計画を定めているものと認められております。

②放送番組の編集の基準等でございますが、こちらも放送法関係審査基準の関係規定に基づき、放送番組の編集及び放送に係る基準への適合性について審査を行ったところ、全ての申請について番組基準を定め、その基準に従って放送番組を編集し、放送を行う計画となっているため、適合しているものと認められております。

③その他の審査事項でございますが、こちらも放送番組審議機関の設置等について審査した結果、全ての申請について適合しているものと認められております。

(7) 基幹放送局の開設の根本的基準への適合性の審査でございますが、こちらもこの規定及び関係規定に基づき、既設局等への妨害排除等について審査した結果、全ての申請について適合しているものと認められております。

続きまして7ページ目、8ページ目、諮問第30号の関係、NHKの短波放送局の再免許に関する審査結果について御説明させていただきます。

こちらも、これまで申し上げたものとほぼ同様の項目につきまして審査したところでございます。国際放送を行うものであるため、多少、関係規定の内容が異なる部分がございますが、基本的には2-1で御説明させていただいたことと同じ内容の審査となっておりますので、説明は省略させていただきます。いずれも適合しているものと認められるという審査結果になっているところでございます。

以上の審査の結果を踏まえまして、9 ページ以降、諮問の概要でございます。

先ほど御説明させていただいたとおり、各申請者について、関係法令に基づき、必要な項目の審査を行った結果、電波法第7条第2項各号の規定に適合していると認められるため、本年11月1日付で再免許を行うことについて諮問するというものでございます。

この諮問の対象でございますが、資料の最初のページで御説明させていただいたとおり、(1)民間地上基幹放送事業者につきましては合計226局、(2)日本放送協会(NHK)については合計128局となっております。なお、今般の再免許に当たっては、今年の3月の電波監理審議会に報告させていただいたところでございますが、一部、新規で条件を付すこととしておりますので、改めて少し説明させていただければと存じます。

まず、外資規制のチェック体制が強化されたということで、改めて注意喚起も含めて、外資規制の確認や届出を遺漏なく行うように条件を付すことといたしております。

また、現在の免許期間の5年間の間で抵触事案があったことも受けまして、改めて、登録点検実施における適切な体制を整備していただくことを条件として付すことといたしております。

さらに、今回の再免許に当たっては、AM局の運用中止に係る特例措置の申請希望も行っていただいております。別紙として、特例措置の適用を行うことが適当と認められるAM局について条件を付す旨の説明をさせていただいておりますので、11 ページを御覧いただければと存じます。

総務省では、ラジオ事業者が非常に厳しい経営状況にあるということでございまして、経営の運営負担が大きいAM局を休止して、負担の小さいFM局に転換した場合の影響を検証するために、6か月以上の期間、AM局の運用を休止することを可能とする特例措置を設けることとしております。

今回の再免許に当たっては、13社38局より、特例措置の適用希望を伴う申請がございました。申請のあった事業者及び適用希望局につきましては次のページに一覧を示しておりますので、御参照いただければと思います。これら、申請のあったAM局のうち、一部のAM局を除いた34局につきましては、この特例措置の適用を受けるための要件を全て満たしていると認められるため、特例措置の適用は「適」とさせていただきます。

一方で、1社4局、具体的に申し上げますと、東海ラジオ放送のAM局のうち、申請のあったうちの高山、尾鷲、熊野、神岡の4局につきましては、この特例措置適用の要件である、運用休止前の世帯カバー率が最大限維持できるように特例適用局を適切に選定しているとは認められない状況でございましたので、「不適」とさせていただきます。

この特例措置を適用するAM局につきましては、令和5年11月1日から令和7年1月31日までの間におけるAM局の6か月以上の運用休止を行う際に、特例措置の要件を充足する場合においては、電波法第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取り扱うことを条件として付すこととしているところでございます。

以上が、AM局の運用休止に係る特例措置でございますが、資料の9ページに戻っていただければと思います。以上は新規の条件についての説明でございましたが、幾つか、これまでと同様に免許条件をつけさせていただこうと思っております。

まず、短波放送を行う民間地上基幹放送事業者につきましては、短波放送という特性上、3種類の周波数を2波ずつ使用している形になっているところ、混信対策等の条件を付すこととしております。

また、10ページになりますが、NHK教育以外のテレビジョン放送を行う地上基幹放送局につきましては、放送番組の編集及び放送に当たって、教育番

組10%以上、教養番組20%以上を確保する旨の条件を付すこととしております。また、NHK教育のテレビジョン放送につきましては、教育番組75%以上、教養番組15%以上を確保する旨の条件を付すこととしております。これらの教育番組と教養番組の比率に関する条件は、昭和40年代から再免許の条件として付しているものであることを、申し添えます。

なお、22ページ以降は、別添として、今回の諮問対象となる申請者の一覧を付させていただいております。また、28ページ以降は、委員限りの資料として参考資料を添付させていただいておりますので、適宜御参照いただければと存じます。

以上、駆け足でございましたが、令和5年地上基幹放送局の再免許に関する御説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。本件について同意いたします。

1点、教えていただきたい。先ほど、AM局の運用休止に係る特例措置について、4局が「不適」という御説明がありましたが、今後、例えば追加の対応によるリカバリーが認められるような場合に、随時、運用休止を認めるのか、それとも、次回のタイミングまで完全に待つ、つまりは運用特例措置の適用を認めないのか、手続的なことところだと思いますが教えていただければ。

○佐伯地上放送課長 基本的には次回のタイミングまで待つという形かと思っております。今回につきましては、「適」とさせていただいた13社34局のAM局の運用休止につきまして、来年の2月1日から再来年の1月31日までの間に順次、各事業者の事業計画に基づきまして休止を行い、その検証結果が上

がってくる形になろうかと思えます。それを踏まえて、現在のところ、例えば第2弾の運用休止に関するものを我々としても考えようと思っているところでございます。今回「不適」となっているところにつきましては、1回目の検証を踏まえて、もう一度あるようなタイミングでまた考えていただければというのが、現時点での考えでございます。

○大久保代理 ありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、長田委員、よろしく申し上げます。

○長田委員 御説明ありがとうございます。諮問のところに書いてある、条件を付していらっしゃるところ、いろいろ今後もよく見ていただければいいかなと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

それでは、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 諮問事項については賛同いたします。

資料の11ページでございます、AM局の運用休止に係る特例措置についてでございますけれども、先ほど大久保会長代理からも関連の質問がございましたが、今回、東海ラジオ放送株式会社様から申請のあった4局につきまして「不適」とされたことは適切だと考えますけれども、たとえ経済的に収支が見合うのが難しいサービス提供の条件不利地域の局であったとしても、その地域にも視聴者はおられるわけですので、放送事業者は、そうした受信者あるいはユーザーの利益を第一に考えて整備計画を立てていくべきであって、その観点から、今回の特例措置の要件②の点、住民への周知広報を行うこととされているわけでございますので、この辺りを十分に配慮されて今回の申請に至ったのかというのは若干いぶかしく思っておりますが、その一方で、サステナブルなラジオ

放送としていくためにも、現状維持とか様子見をするというだけでは時代についていけなくなるおそれがございますので、例えばラジオ番組のネット配信といったものを一層進めていくような取組も不可欠になってこようかと存じます。

そういう意味で、総務省におかれましては、受信者利益を第一に考えた施策を維持・推進していただくのと併せて、今回の特例措置に係る検証結果を踏まえて、第2弾ということを先ほどおっしゃいましたけれども、第2弾のタイミングで、次につながるようなラジオ事業の再構築を後押ししていただくような施策も併せて推進していただきたく思っております。

要望で恐縮ですけれども、以上です。

○佐伯地上放送課長 まさにおっしゃるとおりでございまして、今回「不適」とさせていただいたものにつきましては、あくまで、今回要件とさせていただいた、放送エリアを最大限維持できるように努めることという部分について満たしていただけなかったところございまして、先生御指摘のところ、ユーザー・リスナーの方への配慮という観点から、「不適」とさせていただいております。一方で、先生おっしゃられるとおり、ラジオ事業者の経営の話、それからサステナブルな経営モデルも必要だというところがございまして、引き続き、こちらにつきましては総務省で検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。諮問には賛同いたしますけれども、今回のAM局の運用休止に係る特例措置に関する適用期間なんですが、2023年11月1日から2025年1月31日と1年3か月ということかと存じます。その後も場合によっては延長するとありますが、AMラジオ放送についてはやめるという御判断も事業者としてはあり得るところなのかなと考えており

ます。

その場合に、特例措置の適用期間というのは基本的に電波が有効に利用されていない状況が続けるということになりますので、電波は有限である中、こういった特例措置に関してはなるべく延長しない方向で、この1年3か月をもってどうしていくのかをしっかりと見定めていくべきだと考えております。その点、よろしくお願ひできればと思います。

以上です。

○佐伯地上放送課長 先生のご指摘は、周波数の有効利用の観点と理解しましたので、それも踏まえて今後の検討に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○矢嶋委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私から1点。この諮問に関してはこれでいいと思います。非常によくできておりますが、素朴な質問ですけれども、放送というのが、これは電波法、電波監理審議会ですから、電波を使つての放送というのはいろんな規制があるんですが、これを見ると、単に技術的なものとか経営的なものだけではなくて、健全な発達というか、編集とか障害対策とか、かなり、そういう面で中身的なものに近いところまで踏み込んでいると思いますけれども、インターネット放送のようなものについてもこういうふうな規定はあるんでしょうか。それはこの範疇外とは思いますがけれども、基本的には放送という点から見ると、この特に6番のようなものは、無線を使う放送には限らないので、そういうものに関しても何かルールのようなものは、同じようなルールはあるんでしょうか。

○佐伯地上放送課長 6番といたしますと、基幹放送普及計画への適合性ということでしょうか。

○笹瀬会長 ページでいうと5ページの、「放送の普及及び健全な発達ために

適切であることの審査」に関してです。

○佐伯地上放送課長 基本的には、今回、あくまで基幹放送について諮問させていただいているというようなところがございますので、そちらの部分がメインの形になっております。放送法の適用範囲については、基幹放送向けと一般放送向けに分かれているところがございますので、規律の一部については一般放送にも係るような部分もあろうかと思えます。ただ、今回につきましては、基本的には基幹放送局につきまして諮問させていただいているという次第でございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

もう1点。業務維持に足りる経理的な基準の有無ということで、これ、特にAMがもうからないというか、うまくいかない場合に関して、FMに切り替えるだけではなくて、例えばインターネット放送に切り替えるとか、そういうふうなことも含めた経営的な評価をされているのでしょうか。

○佐伯地上放送課長 インターネットを使った配信のみという形にございますと、ある意味、放送ではなくなってしまうというようなところがございます。経営の選択肢としまして配信事業を増やしていくという計画は様々な事業者から伺っておりますが、電波での放送を完全にやめてインターネット放送にシフトするという話は、今回の審査の中では伺っていないところでございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかに何か質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質問はこれで終わりということで、諮問第29号及び30号は、諮問のとおり再免許を行うことが適当である旨の答申を行いたいと思えます。どうもありがとうございました。

○佐伯地上放送課長 ありがとうございます。



## 報告事項（情報流通行政局）

令和4年度民間放送事業者の収支状況

○笹瀬会長 それでは、続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項「令和4年度民間放送事業者の収支状況」につきまして、佐伯地上放送課長、岡井衛星・地域放送課長及び金子地域放送推進室長から御説明よろしくお願ひします。

○佐伯地上放送課長 引き続き佐伯から説明させていただきます。

令和4年度民間放送事業者の収支状況について御説明させていただきますが、本資料は、地上基幹放送事業者、衛星系放送事業者及び有線テレビジョン放送事業者の3つに分類した上で、それぞれの収支状況を掲載しているところでございます。私からは地上基幹放送事業者の収支状況について御説明させていただければと存じます。

それでは、資料の2ページ目を御覧いただければと思います。こちら、地上基幹放送事業者の収支状況についてでございます。

総括表のうち、上から2行目でございますが、テレビジョン放送事業者というところを御覧いただければと思います。事業者数は127で、うち、テレビジョン放送の単営社が96社、それから、先ほどの諮問の中でも申し上げましたが、AM放送との兼営社が31社という形で、合計127社となっているところです。

一番上の行に戻っていただきまして、売上高が約2兆460億円、前年比でマイナス0.6%になっております。また、行の右のほうに行っていただきまして、営業損益が約1,049億円、経常損益が約1,306億円、当期損益が約873億円という形で、いずれも前年比でマイナス33.3%、マイナス26.

5%、マイナス30.5%という形で、少し減少ぎみというような形でございます。物価の上昇の影響を受けまして企業のテレビCMの出稿が厳しい状況にあった影響等を受けて、いずれも前年度から減少しているという形でございます。

続きまして、その下の行でございますが、ラジオ放送事業者というところを御覧いただければと思います。事業者数67とありますが、こちら、先ほどのラテ兼営の31を抜いた形でここには計上しております。中波（AM）放送の単営社が16、短波放送の単営社が1、超短波（FM）放送の単営社が50という形でございます。

同じく、ラジオ放送事業者の行を右側に見ていただきますと、売上高が約1,013億円と前年比プラス2.6%、営業損益が約3億円、経常損益が約22億円、当期損益が約14億円というような形になっております。前年に比べますと少し増えているように見えますが、一方で、その1つ下の行でございますけれども、AM放送の単営社を御覧いただきますと、営業損益が約6億円の赤字となっているところで、依然厳しい状況となっているのが見てとられるところでございます。

続きまして、コミュニティ放送でございますが、事業者数が323社、売上高が約151億円、営業損益は約2億円の赤字、経常損益が約2億円の黒字で、当期損益は約0.4億円の赤字となっているところでございます。

続きまして、3ページでございますが、上の棒グラフでございますけれども、事業別当期損益の黒字社、赤字社の数をカウントさせていただいております。おのおのの категорияで左側が令和3年度、右側が令和4年度という形でございます。合計いたしますと、全部で194社のうち、黒字社が152社、赤字社が42社になっておりますけれども、前年度から黒字社が1社増えているという形で、あまり変動はないところでございますが、内訳を見ますと、テレビの単営社の赤字が5から11に6増えているなど、幾つか変動があるところで

ございます。

続きまして、(2) 収支状況の推移でございます。アで、売上高、費用計の推移を示させていただいております。折れ線グラフのうち、青いところが売上高でございます。前年比、微減のマイナス0.4%の2兆1,473億円となっておりますが、費用のほうは増加しておりまして、2兆421億円という形になっているところでございます。

次のページのイで、営業損益、経常損益及び当期損益の推移を示させていただいております。グラフを御覧になってお分かりになりますように、平成28年度辺りから減少傾向になっているところ、令和元年、令和2年にコロナ禍ということもあり、かなり急速な減少が示されていたところでございます。令和3年度は、そちらの反動で急回復したところがございますが、また、令和4年度はそのさらに反動というような形で、非常に落ち込んでいるというような形でございます。一番上が経常損益でマイナス26.1%、真ん中の青い三角のグラフがマイナス33.2%、それから当期損益が一番下のグラフでマイナス30.2%になっているところでございます。

続きまして、(3) 売上高営業利益率の事業別推移でございます。真ん中の赤の点線でございますが、こちらが全産業のベンチマークでございますけれども、それと比べたところ、上側にあります地上系全体、ピンク色の線が4.9%、テレビ全体の紺色のところが5.1%という形で、全産業を上回っている形でございますが、一方でラジオにつきましては、黄緑の三角の部分のFMが1.5%、また、AM・短波につきましては、先ほど赤字だという話もございましたが、今年令和4年度はマイナス1.1%というような形になっているところでございます。

続きまして5ページ目は、売上高、営業損益のキー局等の構成比率の推移を御覧いただければという形で作っております。オレンジ色のところが在京キー

局 5 社、それから白いところが在阪の準キー局 4 社というような形でございます。

まず、アの売上高でございますが、円グラフを見ていただければと思いますが、平成 25 年、平成 29 年と比較してみたところ、構成比率については経年であまり変わっていないことが見受けられるかと思えます。おおむね在京キー局で半分前後、それから在阪の準キー局 4 社で 1 割強という形で、2 つのカテゴリー 9 社で大体 6 割超というような形になっているところです。

下のグラフでございますが、イで営業損益のほうを御覧いただければと存じます。こちらは非常に差が出るようなところでございまして、一番右の令和 4 年度を見ていただきますと、在京キー局が 65.7%、在阪準キー局が 7.7% を占める一方で、その他 185 社を足し上げたところが 26.6% でございます。

こちら、業界全体として経済的な影響を受ける場合に、相対的により大きなマイナス影響がローカル局に対して現れがちというような形でございます。特に令和 2 年度はこの傾向が顕著に見られましたが、令和 4 年度においても引き続き、全体に占める在京キー局の割合は高い比率を維持していて、ローカル局の利益は相対的に低い増加率になっているのが見受けられるかと思えます。

以上、地上基幹放送局の概況でございますが、6 ページ、御参考までに、媒体別の広告費の推移を御覧いただければと存じます。こちら、電通が公表している日本の広告費というものを基に作成したグラフでございますが、令和 4 年の日本の総広告費につきましては過去最高レベルというような形になっております。

媒体別に見ますと、インターネット広告が 3 兆 9 1 2 億円というような形で引き続き伸長しておりますが、テレビの地上波については、昨年より微減の 1 兆 6, 7 6 8 億円にとどまっているところでございます。ラジオにつきましては

は、令和2年度に底打ちして少し回復傾向にあります。1,129億円になっている形でございます。また、インターネットの中にテレビ・ラジオ由来を含むデジタル広告につきましても含まれているというところは、補足させていただければと存じます。

以上、地上基幹放送事業者に関する説明でございました。

○岡井衛星・地域放送課長 続きまして、衛星系放送事業者の収支状況につきまして、御説明を申し上げます。

先週の月曜日に着任いたしました衛星・地域放送課長の岡井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料のほうは、7ページから9ページが衛星系放送事業者の収支状況に当たりますので、こちらを基に御説明を申し上げます。

まず7ページ、1番の収支状況表のところですが、こちらの総括表から説明を申し上げます。

まずは、一番下、注1の部分にございますけれども、この総括表は、令和5年3月末時点で開局している衛星系放送事業者を対象といたしまして、直近の決算期の収支状況を取りまとめたものでございます。NHKや放送大学学園は除いた表ということになります。

また、今般、この表の一番下の合計の部分、その隣の事業者数のところですが、前年度の39から42に増加しております。こちらは、令和4年の3月に開局をいたしました新規参入の事業者3社につきまして今回初めて取りまとめの対象に加えたことなどによりまして、このような増加が生じているという状況でございます。

もう一度、合計の欄を御覧いただきまして、営業収益、営業費用等ですが、まず、営業収益の欄、一番下、衛星放送事業のところになりますが、全体で約3,370億円、前年度比でマイナス1.4%、他方、営業費用につきま

しては、全体で3,149億円、前年度比で1.3%の増という状況になっております。この結果といたしまして、その隣の欄になりますが、営業損益の部分は全体で約221億円、前年度比でマイナス28.9%という数字が出ております。

このような数字が出ている背景でございますけれども、少し表の上に戻っていただきまして、ポイントといたしましては、衛星基幹放送のBS放送、そのテレビジョン放送の部分を御覧いただければと思います。テレビジョン放送の部分の衛星放送事業という行でございますが、こちらの営業損益が約159億円、前年度比にいたしましてマイナス32.0%という数字が出ております。この背景にある理由といたしましては、例えば一部の事業者における加入者数の減などが考えられますが、それに加えまして、新規参入の事業者がいらっしまったという点が考えられると思っております。

一般論になりますけれども、こういった放送事業を行う場合、数年かけて黒字に転換していくということが事業計画としてよくあるパターンでございますので、こういったものに基づきまして来年度以降の数字も注視していきたいと思っております。

それ以外の衛星基幹放送につきましては、東経110度CS放送の部分ですけれども、衛星放送事業の営業損益が約30億円、前年度比でマイナス24.2%、あるいは、衛星一般放送の全体のところですが、衛星放送事業の営業損益が約32億円、マイナス15.0%ということで、厳しい事業環境が見てとれるかと思っております。これらにつきましては、やはり、一部の事業者における契約者数の減などが理由として考えられるところでございます。こういった状況でございますが、次の8ページのグラフに移ってまいります。

今のところにある黒字社、赤字社のグラフにつきましては、先ほど地上放送のところでも類似の図がございましたけれども、衛星放送事業に関しましては、

全体の数字として大きな変化は起こっていないというふうに認識をしております。

他方、(2)以降のグラフの部分ですけれども、前年までの傾向が継続している反面、1点だけ、ポイントを絞って御説明を申し上げます。

アの、BS放送における収入・費用・損益の経年比較の部分でございますが、右下、令和3年度から令和4年度にかけて、黄緑の営業損益が減少を見せております。こちらは先ほど、7ページの総括表の中で、マイナス32.0%というふうに申し上げておりました営業損益約75億円の減がそのまま反映されたものということで、この点につきましては前年度からの変化として御説明を申し上げます。

イ、ウの、9ページのグラフにつきましては、前年度までの傾向が比較的継続されているということで、説明のほうは割愛させていただきます。

以上でございます。

○金子地域放送推進室長 最後になりますが、有線テレビジョン放送事業者の収支状況について、説明をさせていただきます。

地域放送推進室、金子と申します。よろしくお願いたします。

資料10ページを御覧ください。3の(1)アの総括表は、有線テレビジョン放送事業者274社の収支を合算した状況になります。なお、注1にありますとおり、本集計は営利法人に限り、また、一部事業者を除いたものとなっております。

ケーブルテレビ事業者の場合、御承知のとおり、その多くはインターネットといった通信事業なども行っており、それらを含めた全事業の総額と、その内訳としてのケーブルテレビ事業の収支状況となっております。

まず、全事業の総額でございますが、営業収益は約1.7兆円、営業費用約1.5兆円、営業損益は約1,900億円で、昨年度よりも増加しているという状況

にごございます。そのうち、ケーブルテレビ事業につきましては、営業収益が約4,900億円、営業費用が約4,500億円、営業利益は対前年度比18%減の約400億円ということとなっております。

収支状況の推移については、一番下にあります(2)のケーブルテレビ事業の収支状況の推移の棒グラフを御覧いただければ分かりやすいのですが、ケーブルテレビ事業の営業収益は5,000億円前後となっており、若干減少傾向で推移しております。営業利益についても、こちらは少々上下いたしますが、同様に若干の減少傾向になっているのかなというふうに思っております。

黒字の事業者数、割合については、真ん中のグラフ、イにありますとおり、令和4年度については9割弱の事業者が単年度黒字を計上しているという状況にごございます。

以上になります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見よろしくお願ひします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。私から1点お願いです。赤字の社数について、経年で見えていくと然程大きな増加ではないと思いますが、やはり企業広告の媒体も、テレビ、ラジオから、ウェブへといった傾向は、これからも続いていくと思います。そのような中で、赤字が常態化する社が増加していくといった事態は、国の情報インフラという観点からしても望ましくないと思います。例えば、そのような会社については、今後の経営の改善計画のヒアリングをする等の対応、フォローアップをぜひよろしくお願ひします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。



何か回答はございますか。よろしいでしょうか。

○佐伯地上放送課長 地上放送課でございます。御指摘どうもありがとうございます。私どもも全く同じ懸念を持っているところでございます。先ほどの諮問の際にも、経理的基礎のところを少し説明させていただきましたが、やはりそういう中で、先生がおっしゃられたような、赤字が常態化しているところ、あるいは、利益剰余金が計上されていないところ、もっと言えば、債務超過になっているようなところまでありますが、こうしたところはまず当面のキャッシュフロー、資金繰りをしっかり確保していただくというような話と、それに併せまして、我々も定期的にヒアリングを行うことによって、この経理的基礎をきちっと担保するような形で、今回諮問させていただいたというところもございます。

それに限らず、全体的も、ローカル局を含めて、事業環境が非常に厳しいということは承知しておりますので、今後ともヒアリングなどを続けていく予定でございます。

以上です。

○大久保代理 よろしくお願いいたします。

○佐伯地上放送課長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。長田です。御報告ありがとうございます。特に、高コストなローカル局の皆さん、御苦労されているなというふうに思ったり、衛星放送もいろいろ大変なんだな、ケーブルテレビも大変なんだなと、本当にいろいろ学びました。やっぱりそういうことを国民みんなが知りながら、きちんと我々のメディアというのをどうしていくかというのは考えていくべきだなと思いました。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。私からは違う観点で申したいのですが、データについてですが、4ページで、財務省の法人企業統計に基づいて全産業との比較が行われて、その中で売上高、営業利益率の推移が示されておりますけれども、言うまでもなく、広告の売上げというのは景気に非常に左右されますので、ほかの指標、例えば内閣府の景気動向指数D Iとの関係とか、あるいは日銀の短期経済観測調査とか、そういういろいろほかの指標も比較をやってみてはどうでしょうか。

と申しますのは、関連して民放連が出している民放経営四季報というのがございますけれども、そこではそういった指標との比較もデータとして取り上げて分析しておられるようですので、もちろん、どういった指標を使うかというのは難しいと思いますし、経年比較をされておられるので、新たな指標を追加で取り上げるというのは難しいかもしれないですが、より立体的に景気動向とか他業種との比較をやっていただくと、テレビおよびラジオの営業収入の中期見通しというのもある程度見通しがつくのではないかなと思いました。いかがでしょうか。

○佐伯地上放送課長 地上放送課でございます。貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、経営の参考となる指標は様々あるかと思えます。どこまで遡れるかという話もあろうかと思えますが、今後、そういう経営状況を、本当の世間全般の経営状況と比較できるような形でどのような見せ方があり得るかというようなところを、我々としても考えてみたいと思えます。貴重なコメントをどうもありがとうございました。

○林委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 放送事業者の収支状況の御報告、ありがとうございました。日本の放送事業者がどうあるべきなのかということを考えるに当たりまして、大変貴重なデータであったと思います。これといった解がまだ私の中で見当たっているわけではありませんけれども、引き続き熱心に検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私から1点、先ほどお話があったように、広告収入は結構景気に左右されるわけですが、この数年間を見ると、コロナが終わったとは言えないんですけれども、かなり広告の収入は増えていて、インターネットが右肩上がりになっているわけですが、これがずっと上がるということはあまり考えられないので、ここをぜひウオッチしていただいて。

放送というのは1対他なので、かなりたくさんの方が見るんですけれども、インターネットは、使っている方は多くても、見ている時間は限られますので、そういう意味では、広告がいっぱい出てもかなり分散しているという気がします。ぜひそういう面で、これからどうなるのかというのはぜひ見ていただくとありがたいかなと思います。よろしくお願いします。

○佐伯地上放送課長 会長、貴重なコメント、どうもありがとうございます。我々のほうでもしっかり検討していきたいと思います。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告事項に関してはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で情報流通行政局の議事を終了いたしますので、職員の方、御退室よろしくお願いたします。

(情報流通行政局職員退室)

## 閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書につきましては、所定の手続を経て事務局から総務大臣宛てに提出をよろしく申し上げます。

それから、次回の定例会の開催は、令和5年11月15日の水曜日、16時からを予定しております。

それでは、本日の審議会はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。